

# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和4年2月1日（火）午前9時20分 議場

## 出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）今 城 雅 子  
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 門 脇 一 男  
土 光 均 又 野 史 朗

## 欠席委員（0名）

## 議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

## 説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 長谷川次長兼課長 大塚課長補佐兼総括主計員 岩永係長

## 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

## 傍聴者

石橋議員 岡村議員 戸田議員 森谷議員 矢田貝議員

報道関係者2人 一般0人

## 協議事件

- 1 2月臨時会の日程について
- 2 請求代表者による意見陳述方法等について
- 3 その他

~~~~~

## 午前9時20分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、2月臨時会の日程について説明を求めます。

松下局長。

○松下事務局長 それでは、2月臨時会の日程について御説明いたします。

初めに、(1)の本日の議事日程でございますが、資料1を御覧ください。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、戸田議員と矢田貝議員を指名する予定としております。

日程第2の会期の決定につきましては、本日2月1日から2月3日までの3日間とする予定でございます。

次に、日程第3でございますが、先議案件の議案2件につきまして、市長から提案理由の説明を行っていただきます。質疑につきましては通告はございませんでした。次に、予算決算委員会に付託して審査を行っていただきますが、資料1の委員会審査と記載してお

ります番号のとおり開催する予定でございます。本会議再開後、議案2件について、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただきます。なお、討論につきましては、又野議員から通告がございます。日程第3が終了いたしましたら休憩して、執行部の説明員の交代を行います。

次に、日程第4についてでございますが、議案第4号について市長から提案理由の説明等を行っていただき、次に質疑でございますが、3名から通告がございます。又野議員、遠藤議員、土光議員の順で行っていただく予定でございます。

次に、日程第5についてでございますが、お手元に配付しておりますとおり、条例制定請求代表者の意見陳述の日時等を決定していただきますが、本件につきましては、本日、土光議員ほかから修正動議が提出されますので、修正案及び原案について採決していただく予定でございます。

次に、(2)の明日(2月2日)の議事日程でございますが、資料2を御覧ください。

午後2時開議といたしまして、日程第1でございますが、条例制定請求代表者による意見陳述を行っていただき、その後、総務政策委員会に付託し審査を行っていただきます。

次に、(3)の討論の通告期限につきましては、2月2日水曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 委員の皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件2、請求代表者による意見陳述方法等について説明を求めます。  
松下局長。

**○松下事務局長** それでは、請求代表者による意見陳述方法等について御説明いたします。資料3を御覧ください。

この意見陳述方法等につきましては、1月25日の議会運営委員会で決定していただきました内容でございますが、先ほど説明いたしました本日、土光議員ほかから本件について修正動議が提出されますので、修正案提出者の提案理由の説明、質疑、討論の後、修正案及び原案の採決を行っていただきます。採決の方法は起立採決にて行う予定でございます。以上でございます。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。委員の皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件3、その他です。まずは(1)2月臨時会の取材に係る要望について説明を求めます。

松下局長。

**○松下事務局長** それでは、2月臨時会の取材に係る要望について御説明いたします。まずは資料4を御覧ください。

昨日、米子市政記者クラブから文書にて2点の要望がございました。内容は記載のとおりでございますが、1点目は、2月臨時会の会期中の本会議及び委員会で、議場の議員席両側にテレビカメラの設置と撮影取材の許可を求めること、2点目は、当日の傍聴状況に応じ、身障者用傍聴席を報道向けに開放することを求めておられます。理由は、本臨時会は市民の高い関心が寄せられること、また新型コロナウイルス感染症予防の観点からでございます。この要望について御協議いただきたいと思います。なお、要望されるエリアにつきましては、資料4の裏面のとおりでございます。斜線が打ってありますが、この部分でございます。

次に、資料5を御覧ください。

これにつきましては、本日御協議していただく際の資料といたしまして、この資料4の要望を基に、事務局が作成したものでございます。説明は以上でございます。御協議をよろしくお願いいたします。

**○稲田委員長** 早速協議に入りたいと思いますが、いかんせんこの要望が出されましたのが昨日の夕方辺りの時間であったことで、事務局のほうもなかなかちょっと対応に、急だったということで苦慮されておられました。それから、私も含め議会運営委員会の委員の皆様も当然昨日の夕方この情報が入って、なかなか議員の中で、あるいは会派の中での取りまとめが難しい状況ではないかと推察いたします。

そこで、大変恐縮ですが、まずはちょっと私のほうから案というものをちょっと示させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。資料4の裏面及び資料5を御覧ください。まず確認でございますが、4の裏面でも5でもいいのですが、執行部席の後ろのところに、そもそも斜線が入っておりますが、こちらは申入れがあれば許可するエリアでございますので、こちらを希望されてこちらにカメラを設置される分には何ら差し支えはありません。このたびの報道から申入れがあったのは、手書きの斜線部分でございます。それを分かりやすく事務局で資料5にA、B、C、D、Eとエリアを振ってございます。このエリアに関してですが、AとCは出入り口、特にAのほうは我々もまた出入りしますので、できるならばBとDを中心に据えてもらってBとDに収まりきれなければ、CあるいはAに膨らんでも仕方がないかなと思います。まずはBとDということと、加えて身障者用傍聴席がEとなっておりますが、こちらは使用しないということで、まず場所についてはそのような回答をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 身障者用傍聴席を使用しないということに関してですが、もともとの要望で当日の傍聴状況に応じてということ、もし身障者の方が傍聴があれば当然優先して報道は遠慮するという、そういう意味の要望ですよね。結果として、身障者の傍聴がいなくて少なくて、スペースがあるんだったら、使わせてほしいという意味の要望だと思うので、私はそれも受け入れていいのではないかと思います。

**○稲田委員長** 私そこももちろん読んではおりますが、身障者用傍聴席はその名のとおり身障者の方に向けての席でございますので、報道がB、Dを中心に仕方なければC、Aにも膨らんでもよいということで、その間で調整をしていただきたいと思いますということで考えて、お示しをしております。したがって、Eのエリアはその名のと通りの用途に使用すべきと考えます。以上です。

土光委員。

**○土光委員** 委員長の考えは分かりましたけど、ほかの人にも諮ってください。

**○稲田委員長** そういたしますと、身障者用傍聴席はこの件に関して報道各社には提供しない旨に賛成の…、どっちを採った方がいいですか。

又野委員。

**○又野委員** 一応意見、私も言わせていただきますと、この要望の書き方だと、先ほど土光委員が言われたように、障がい者の傍聴席が使用されない場合に限ってということだと理解できますので、その場合は報道関係にも開放してもいいのではないかと私も考えます。以上です。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 私の意見を言わせていただきますと、使われるか使われないかというのは、冒頭に使われるのか使われないかという意味ではなくて、使われる方がいらっしやっただという段階できちんとした形で使っていただくことを担保するために、この身障者用傍聴席、狭いですが、こういう形で作らせていただいているのが開かれた議会という考え方だと私は思っています。そういう意味では、こちらに例えば、閉会する10分前にそういう身障者の方が傍聴を10分間したいんだとあって、いらっしやっただときに記者さんがそこにおられたときに、記者の方たちが席を譲ってくださることになるのでしょうかけれども、議会がずっと進んでいる中で、その方たちの出入り入りみたいなことをずっと繰り返すような、そういうことが起こりうるかもしれないということを考えたときに、やはりこの身障者用の傍聴席というところはたとえどなたもいらっしやらなくても、いらっしやる方を想定していつでもいらしてくださいということを担保するのが議会の姿だと思っておりますので、委員長がおっしゃっているとおりに計らうべきだと私は思っています。以上です。

**○稲田委員長** 採決いたしますか。

安達委員。

**○安達委員** 今城委員の意見に近いところありますが、身障者用のボックスを作っている限りですね、そこに傍聴に来られない来られるの微妙なタイミングがあると思うんですが、あらかじめやはりそこを使う使わないをはっきりしといたほうがいいかなと思う中で、障がい者用のボックス、いわゆるスペースはあらかじめ用意しておいた方がいいかと思っております。以上です。

**○稲田委員長** では採決いたします。採決の採り方といたしましては、本要望に関して、身障者用傍聴席を提供することに賛成の委員の挙手にしましょうか。ですから、報道に提供してもいいよという方は手を挙げてください。これは報道に提供すべきでないという方は挙手をされないという意思表示でお願いいたします。

土光委員。

**○土光委員** 提供することというのはこの要望書にあるように、当日の傍聴状況に応じてという条件付でということで提供、そういう意味でいいですね。

**○稲田委員長** いいえ。

(「違うんですか。」と土光委員)

**○稲田委員長** 身障者の方が利用されるという席ですから。報道には、したがって使っていただくことができないということですね。

**○土光委員** だから、何について採決を。ちょっともう1回整理して言ってください。

**○稲田委員長** すみません。では、別な問い方をいたします。資料4を御覧ください。

要望の2行目ですね、当日の傍聴状況に応じて、障がい者用傍聴席、正しくは別の名称ですが、を報道向けに開放するというに賛成の方は手を挙げてください。賛成されない方は提供すべきでない、身障者の方が利用すべき場所で、報道には提供しないという意思表示であるということで確認させてください。いいですね。

では、採決いたします。

当日の傍聴状況に応じて、障がい者用傍聴席、正しくは身障者用傍聴席ですが、を報道向けに開放することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○稲田委員長** 賛成少数でございます。よって、報道向けの開放は行わないことに決しま

した。

続きまして、場所は先ほどで決したわけですが、あと時間という表現がちょっと正しいかどうか難しいんですが、どのタイミングで撮られるかということは我々もこれが分かっておりません。そこが分からない中で審議するのは大変難しゅうございますが、これちょっといわゆるということでお許しいただきたいんですが、冒頭のこの時間とか、頭撮りとか言われる部分ですね、したがって、そこをちょっと、この議運の中で協議することはもう不可能でございますので、ただこの部分でこういう形でということは最大限報道側とも調整させていただいて、その中でということで、ちょっと回りくどい言い方で大変恐縮なんですけど、そういうことで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、そのようにさせていただきます。

最後でございますが、改めてこの場でも確認しておきたいと思います。

提出されている資料4のその他のところを御覧ください。

「撮影に当たっては、議事進行を妨げぬよう議長、委員長の指示に従う」とございますので、そのとおりでございますが、何か運営に支障があると認められた場合は、議長または委員長の指示により、改善等々の指示をさせていただくということも併せて確認しておきたいと思います。

では、その他の(1)については以上でございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、(2)に移ります。次回議会運営委員会の開催についてでございます。こちらは2月3日木曜日午前9時20分から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でこちらで用意したものは終了でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 議長、副議長ございますでしょうか。

〔「ありません」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前9時35分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清